

事前評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(たん水防除事業)					
地区名	さんごう 三郷地区					
事業箇所	とよはししじんのしんでんちょう 豊橋市神野新田町					
事業のあらまし	<p>本地区は豊橋市の西部に位置し、梅田川・柳生川・豊川によってデルタ地帯を開拓した平坦な水田地帯である。施設は、昭和57年度～平成3年度にかけて県営たん水防除事業により三郷排水機場が設置され、三河湾に排水している。しかし、流域内開発に伴い流出量が増大するとともに、既設排水機場は設置から30年以上が経過し排水能力の低下がみられ、湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>このため、本事業により排水機場を更新することで地域の湛水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。 (基準雨量: 323mm/3日、1/20年確率雨量)</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	18.7億円		■工事費 16.2億円、■用補費 0.1億円、■その他 2.4億円			
事業期間	採択予定年度	平成31年度	着工予定年度	平成32年度	完成予定年度	平成37年度
事業内容	<p>排水機場1箇所</p> <p>・三郷排水機場(φ1,500×2台)</p>					
II 評価						
① 事業の 必要性	1) 必要性	<p>地区内の都市化に伴い流出量が増大するとともに、経年変化による排水施設的能力低下により農地や農業用施設のみならず公共施設等に多大な湛水被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、早急に排水機場を更新し、地域の湛水被害を未然に防止する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p>			
		【理由】	<p>降雨時には農業用排水機場による強制排水が必要な地域であり、能力低下した排水機場を早急に更新し、排水能力を向上する必要がある。</p>			

②事業の効果

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		事前評価時 (基準年：H30)	備考	
費用 (億円)	事業費	14.8		
	その他費用(注)	20.0		
	合計(C)	34.8		
効果 (億円)	作物生産効果	18.4		
	維持管理費節減効果	△ 1.6		
	災害防止効果(農業関係資産)	85.4		
	災害防止効果(一般資産)	10.6		
	合計(B)	112.8		
	(参考) 算定要因	水稲作付面積(ha)	176.3	
		畑作付面積(ha)	5.4	
	その他	120.8		
費用対効果分析結果(B/C)		3.23		

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

注)その他費用の内訳

①当該施設

再整備費＋事業着工時点の資産価格－評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(排水機場及び集中監視制御施設)

再整備費＋事業着工時点の資産価格－評価期間終了時点の資産価格

※評価期間：47年(当該事業の工事期間7年＋40年)

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A：十分な事業効果が期待できる。

B：十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

③事業の実効性

1) 事業計画

		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
工種 区分	調査・設計	←→						
	用地補償		←→					
	工事							
	・ 機場工		←→		→		←→	→
	・ 建屋工			←→				
	・ 機械類工				←→	→		
事業費(億円)		17.0					1.7	

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

	3) 環境への影響	自然環境等に著しい悪影響を及ぼさないよう、魚類の工事区域外への一時移動や、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。	
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。
④ 事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	地区内の排水を本機場が担っており、施設の更新は必要不可欠である。また、30年以上経過した三郷排水機場を整備し、長寿命化をはかる場合、耐震補強が必要となるため、新たな排水機場の建設と経済比較をした結果、現計画が最も妥当である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。 【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。</p>			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
Ⅵ 対応方針			